

第6回阿蘇市議会会議録

- 1.平成27年12月4日 午前10時00分 招集
- 2.平成27年12月16日 午前10時00分 開議
- 3.平成27年12月16日 午後1時09分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

2番	竹原祐一	3番	岩下礼治
4番	谷崎利浩	5番	園田浩文
6番	菅敏徳	7番	市原正
8番	森元秀一	9番	河崎徳雄
10番	大倉幸也	11番	湯浅正司
12番	田中弘子	13番	五嶋義行
14番	高宮正行	15番	古澤國義
16番	阿南誠藏	17番	古木孝宏
18番	田中則次	19番	井手明廣
20番	藏原博敏		

欠席議員

1番 立石昭夫

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	市原巧	住環境課長	古閑政則
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	佐伯寛文
水道課長	丸野雄司	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	本田良治
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第81号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- ② 議案第82号 阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第83号 阿蘇市税条例等の一部改正について
- ④ 議案第84号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第85号 阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について
- ⑥ 議案第90号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第95号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 請願第5号 「T P P 「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第86号 阿蘇市支援費支給条例の廃止について
- ② 議案第87号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ③ 議案第90号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第92号 平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第93号 平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第94号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第97号 平成27年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 陳情第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第88号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ② 議案第89号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第90号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第91号 平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第96号 平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第98号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第3 発委第3号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書
- 日程第4 発議第2号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書(案)

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長(藏原博敏君) それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。1番、立石昭夫君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席者名簿のうち、水道課長が公務のため出席できないことから、高藤課長補佐が出席していることを申し添えておきます。

日程に入ります前に、ほけん課長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

ほけん課長。

○ほけん課長(藤田浩司君) おはようございます。

会議の冒頭、たいへん申し訳ありません。一部、先日お配りしました別冊5につきまして、訂正がございましたので、本日お配り申し上げております。

別冊5の議案第94号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療特別会計補正予算」につきまして、文教厚生常任委員の皆さまにおかれましては、先日お配りしておりましたが、それ以外の議員の皆さまに本日お配りしております、右側の上部に赤で丸を付けてある部分でございます。

こちら5ページの歳出の中で、右のほうの節の欄、負担金補助及び交付金の欄が上段の部分が空白となっております。こちらが「△480」ということで、その下、諸支出金の同じく節の部分ですけれども、償還金利子及び割引料「1257」とあるのが「11」、その下、償還金利子及び割引料「248」とあるのが「4」というふうに訂正をしております。

たいへん申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長(藏原博敏君) 以上で、ほけん課長の説明を終わります。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長(古木孝宏君) おはようございます。

本日、午前9時30分より、議会運営委員会を開催いたしました。

その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期一般質問の通告者は13名予定されております。従いまして、一般質問を12月17日と18日の2日間にかけて行うこととし、17日は7名、7番まで、18日はその後6名の一般質問を行うことに決定をいたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、執行部より追加議案の提出がありました。また、議員発議により、追加議案の提出がありましたので、これから行われます各常任委員長報告の採決の後、日程に追加して議題とすることにいたしました。

また、追加議員の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第81号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- ② 議案第82号 阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第83号 阿蘇市税条例等の一部改正について
- ④ 議案第84号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第85号 阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について
- ⑥ 議案第90号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第95号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 請願第5号 「TPP「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第81号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」他7件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯淺正司君。

○総務常任委員長（湯淺正司君） おはようございます。どうもお疲れさまでございます。

総務常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

今期第6回定例会において総務常任委員会に付託されました案件は、議案7件、請願1件であります。

12月8日午前10時から委員会を開催し審査を行いましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつきご報告いたします。

最初に、議案第81号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」審査を行いました。

総務課長より「本案は番号法の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、必要な事項をこの条例で定めるものです。来年1月からマイナンバーの利用が開始されますが、番号法においてはマイナンバーの利用範囲が非常に限定されており、それに含まれる特定個人情報の提供は原則禁止となっております。しかし、条例で規定することにより、利用可能とされていることから、今回、条例を新たに制定、どの業務でどのような特定個人情報を利用、提供できるのかを規定し、これまでどおりの行政サービスに努めるものであります。」との補足説明がありました。

委員より「この条例に関して、職員に違反行為があったとき、罰則規定はどうなっているのか。」との質疑があり、総務課長より「番号法に罰則も規定されており、ケースに応じて懲役や罰金等が科せられます。」との答弁がありました。

それに対し、委員より「職員だけでなく、違反行為を起こしたときは、罰則規定があるということに住民に安心感を与えられ、住民はまだマイナンバーの利用に関しては非常に不安感をもっているので、このような規定があって守られているということが浸透していくことによって、住民の不安も和らいでいくのではないかと考える。」との意見があり、別の委員より「便利になる反面、個人情報の漏洩等が非常に危ぶまれる。あらゆる方面でのセキュリティの強化に力を入れてほしい。」との意見がありました。それを受け、総務課長より「報道等では、悪用されやすい、プライバシーが危ない等の不安をおおる情報が先に流れている状況です。実際、通知カードの受取拒否をされるケースも発生しております。市民の方々にはマイナンバーの利用により、情報連携が可能になることでさまざまなメリットがあることを理解していただくとともに、周知も図っていきたいと考えます。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号「阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

総務課長より「本案は、停職の期間を国に準じた取り扱いとし、併せて所要の改正を行うために本条例の一部を改正したものです。阿蘇市においては、これまで飲酒運転等、社会的に大きな影響を与えるような事件も発生しており、行政処分審査委員会の中でも免職に次ぐ重い処分というものが停職6月という期間はいかがなものかとの意見もあり、今回、停職の期間を6月以下か

ら1年以下に改正したものです。」との補足説明がありました。委員より「期間を1年以下に定めることに異議はないが、今後その処分に対し、人事委員会に不服申立をされた場合はそれが通用するのか、そのあたりはどのように考えるのか。」との質疑があり、総務課長より「熊本県にも確認しております。人事院の規則の中でも1年以下と規定されていることから問題ありません。ただし、運用にあたっては後に職権の乱用や裁量権の逸脱と判断されないよう慎重に取り扱う必要があると考えます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「国に準じてのことだが、ほかの県や市町村の中で1年以下という規定を取り入れているところがあるのか。また、この規定が運用された場合に、仕事上、周りの職員の負担を考えるが、その場合の人員配置等はどのように考えているのか。」との質疑があり、総務課長より「県内の自治体で停職期間を1年以下としているところはありません。県外では福岡市、北九州市、鹿児島市、那覇市等で運用されています。人員配置に関しましては参事未満の職員は各課内の業務量等を勘案した上で部長権限により部内異動することは可能であります。また、他の職員に過剰に負担を強いるようであれば、4月の異動時期に合わせて全体的な配置の見直しを行います。」との答弁がありました。

委員より、「処分を受けただけでも本人の損失というのは非常に大きい。総合的に考えたときに、本人を更正させることが前提であるから、県内で最優先にやることもないと考え、6月以下という現状維持でいくべきと考える。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。その結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号「阿蘇市税条例等の一部改正について」審査を行いました。

委員より「税の減免申請の期限が納期限前7日から納期限までに改正されているが、ぎりぎりの申請では事務処理上の混乱や市民とのトラブル等が起り得るのではないかと心配するが。」との意見があり、市民税係長より「免除申請の現状としまして4割以上の自治体が減免申請期間を納期前7日より長く設定しており、本市においても住民サービスの向上の観点から改正すべきと考えます。税の免除につきましては申請主義となりますので、条件が合う方が申請してからの免除決定ということになります。ぎりぎりに申請された方で口座振替の方は引き落としが止められないケースも出てきますが、きちんとお返すということを十分説明をして、丁寧な対応をとっていきたいと考えおります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「この改正はどちらかという緩和策に近い気がする。以前から徴収率が気になっているが、この改正が徴収率にどのように影響していくのか、何としても徴収率向上に向けての対策をいろいろな形でこういった条例改正の中に入れていくなど、今後も十分検討してもらいたい。ぜひとも収納率の向上に努めてほしい。」との意見がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第84号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

本案は、番号法の施行に伴う改正であることから、特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 85 号「阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」審査を行いました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 90 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

総務課所管分について、委員より「お知らせ端末について、26 年に製造中止されているものを、今後 5 年間このまま使っていくということと、在庫確保のために使用するかわからないものを先行して多額の予算を使って購入することに対してどうなのかと疑問をもつが。」との意見があり、情報管理室長より「現在、お知らせ端末を動かしているシステムの更改時期が到来していますが、次世代システムは現在開発されているものの、本市のように 9,000 台の導入事例がなく、運用できるのかも現段階では明確でないことから、リスクや費用等、効果等を考えたときに、現在のシステムを延命することとしました。そのため、次期更改までに必要な端末数を確保する必要があります。」との答弁がありました。それに対し、委員より「逆に、今の端末の確保が 300 台で足りるのか、また新しいソフトを 5 年後に入れるとなれば、4 億円から 5 億円の費用がかかり、また端末をタブレット等に変更しなければならないというケースも考えられ、そうなると更に莫大な費用がかかるということだが、そのあたりはどう考えるのか。」との質疑があり、情報管理室長より「費用の試算は、あくまで現在開発されている機械機器等で考えた場合の試算です。次期更改の 5 年後までに告知システム等がある程度普及してきた場合は、費用的にも下がってくると思われます。機種やシステム自体、何を入れるかによっても左右されてきます。また、端末の見込数ですが、過去 5 年間の実績を検証し、今後の故障率の上昇まで見込んでから試算し、計上しております。」との答弁がありました。

委員より「お知らせ端末の事業については、当初から無線化すべきだったのではないかという考えをもっている。5 年後に更新ということで、情報管理室でも考えなければならない時期ではないのか。」との質疑があり、情報管理室長より「サーバーや機械類はどうしても耐用年数というものがあります。基本的には 5 年後に更新が必要となりますが、財政負担にならないよう、メーカーにサーバー類の保守の延長を特別にお願いするといった働きかけも行っており、また機器メーカーでも特別延長は可能になり、7 年、8 年と延長して使えるケースもございます。」との答弁がありました。委員より「ここで製造中止の端末を大量に購入するために予算化するよりも、もっと抜本的な改革をするべきではないか。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。その結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 95 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

委員より「石綿管部分の改修ということで、石綿については人体にいろんな影響があると聞くが、どれくらい残っているのか。」との質疑があり、財政課長より「延長的にわずかであります。基本的には年次計画で替えてきましたし、幹線道路が中通に通りましたので、その際、管の付け替えも一緒に行いましたので、ある程度は改修できております。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第 5 号「「TPP「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書について」であります。

委員より「このTPPについては、「大筋合意」が国際的に決定しており、この段階で撤回を求めることは果たして現実的な話だろうか考える。それより、今の農業、産業に対しての支援策の拡大を求めていくべきだと考える。」との意見がありました。

別の委員より「私も同じ意見で、実際に農協関係者の方々と話をし調査もしてきたが、「大筋合意」の撤回を求めるよりも、農業関係や被害に対しての補助、支援策を求めることを優先すべきではないか。」との意見がありました。

また別の委員より「強い農業をつくるために国が施策を打っていることから、この撤回を求める意見書には反対する。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。その結果、全会一致で本請願は不採択にすべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

ちょっと細かいことで申し訳ありませんが、2ページ中段に「納期期限の7日前から申請のことで免除申請の現状といたしまして、4割以上の自治体が減免申請期間を納付前7日より長く設定しております。本市でも」と書いてあるんですけど、7日より長いところが4割以上あるということによろしいのでしょうか。4割以上、7日より短くしているところがあるから、本市でももう7日じゃなくて前日までにするという、文面的にはそっちのほうがそうなんじゃないかと思うんですけど、もう一度この確認のところをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 議員に申し上げます。委員長報告は審査の経過と結果に対する報告ですので、委員長から特別にあれば別ですが、その辺にとどめたいと思います。

委員長、それでございますか。

○総務常任委員長（湯浅正司君） はい。

○議長（藏原博敏君） それでは、そのように取り計らいたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手です。

最後のTPPに対する請願、これはよかですかね。委員会には不採択ということになりましたが、これに対する私は反対をしていきたいと思います。それはよろございますか。

○議長（藏原博敏君） 反対意見のあった案件は、後ほど討論を行いますので、そのときに発言をお願いします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

先ほどちょっと言われましたけど、TPPの「大筋合意」の件なんですけれど、賛成のこの撤回を求める意見、賛成の立場で発言をさせていただきます。

まず、賛成ということで、撤回という形になりましたので、この総務の決定に対し反対の立場で意見を申し上げさせていただきたいと考えております。

まず、日本の農業がこのTPPにより、どういう形になるかということです。それと同時に、このTPPの内容、実際に6,000ページに及ぶ英文の条約の文章があります。ところが、日本で訳しているのはその3分の1、2,000ページしか、まだ訳していないというのがTPP条約に対しての今の日本のあり方です。その中で、不確定な部分で今話しているという状態です。

東大の鈴木教授の資料によれば、米で約1,100億円、牛肉で3,262億円、豚肉で4,141億円、乳製品で960億円、合わせて1兆円を超える被害が農業分野で出ると試算をしています。

農水省は、輸入がTPPに変わることで軽減されると、そういうふうに見せかけをしていますが、その控えめの発表でも合意が日本の農業に対し影響を与えるということを否定はしていません。

私は、日本の農業、そして食の自給率、安倍内閣、自給率を今の40%を10年後に45%に上げようと決定いたしました。ところが、TPPはこの「大筋合意」、それを投げ捨て、目先の安さ、そしてそれに引き替え、国民の食の安全、そして安心を放棄するもの、そういうふうを考えます。

よって、私はこのTPP「大筋合意」の撤回を求める、そのことに対し賛成をさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 竹原議員。委員長報告に対して竹原議員は反対ということですね。

○2番（竹原祐一君） ですから、反対の討論ということで反対をさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 賛成の立場から討論いたします。

この問題につきましては、それぞれの総務常任委員会で6名の議員さんが真剣に討議をされたことだろうと思っておりますし、私は総務常任委員会の皆さんのご意見を尊重したいと考えております。

この問題につきましては、テレビ等、国会等、いろいろ論議がされております。特に経済産業大臣、甘利大臣も大変なこの問題に対して真剣に取り組んでおられますし、我々阿蘇市といたしましても、農業と観光というのは基幹産業でありますから、当然ながら農業に対する関心は我々もたくさん持っております。しかしながら、今の段になってこれを提出したとしても、どうであ

ろうかなと疑問を感じております。先ほどこの文章の中にもありましたように、現実的な話であろうかという意見も総務常任委員会の中でも出ております。

そういったことを考えたときに、今後どうするべきかということをやっぱり考えるべきであり、阿蘇市の農政課といたしましても、また行政といたしましても、いろんな災害があった場合の補助・支援などをもう少し強めて、この政策につきましては先ほど委員長の報告のとおり、私も賛成でございますので、討論をこれで終わります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手です。

今、賛成意見を言われましたけれども、被害は別な助成交付金とっております。被害は毎年あることではございません。この「大筋合意」を私は絶対通してはならない。ここの総務常任委員会でもここに書いてありますけど、農業関係者は全員反対ですよ、これは、この「大筋合意」は、絶対反対です。昨日もJAの組合長と話しましたが、最後まで反対していくというようなことでやられております。ここに農業関係者と話しましたと、そういうことで農協の関係者と話しましたと書いてありますけど、農協は全部反対です、「大筋合意」は。

そういうことで、私は議会でもぜひこの「大筋合意」に反対をしていただきたいと思います。

簡単に反対意見でございますけれども、よろしく願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 私は、不採択に反対という立場で意見を申し上げます。

今、井手議員からもありましたけれども、総務委員会で慎重に審議されて、このような結果になっております。しかし、現実的な効力はございますけれども、今、井手議員が言われました、農業団体とすれば、あくまでもこれと同じように国会批准を反対という立場でございますので、不採択には私は反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。もうできれば、後で採決をとりますので、同じような内容だったらご遠慮いただきたいと思います。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 議案82号の条例の一部改正について、反対の立場で討論を申し上げます。

現実的に、懲戒処分が6カ月以上になるという可能性が大きいということです。その際に空席のまま、人事異動もできないままが想定されまして、仕事が停滞したり、管理職等の負担が増大することになってしまう恐れがある、そのような観点から、停職は短いほうが好ましいというふうに考えておりますので、条例改正に反対したいと思っております。

○議長（藏原博敏君） これも後ほど採決をさせていただきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 90 号を除くほかの案件について採決をいたします。

まず、議案第 81 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 81 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、この採決は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数であります。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号「阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について」採決を行います。

先ほど討論がありましたので、この採決は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数であります。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 83 号「阿蘇市税条例等の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 83 号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 84 号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 84 号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 85 号「阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 85 号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 95 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 95 号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 5 号「「T P P 「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書」について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

この請願第 5 号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立少数です。

従って、請願第 5 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

2 文教厚生常任委員長報告

- ① 議案第 86 号 阿蘇市支援費支給条例の廃止について
- ② 議案第 87 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ③ 議案第 90 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 92 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 93 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 94 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 97 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 陳情第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 86 号「阿蘇市支援費支給条例の廃止について」ほか 7 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。

委員長報告につきましては、手元のほうに資料がありますので、読み間違えのないようにしたいと思っておりますので、またその分についてはご了承のほどをお願いいたします。

今期第 6 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、陳情 1 件であります。

12 月 8 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつきご報告いたします。

最初に、議案第 86 号「阿蘇市支援費支給条例の廃止について」であります。

委員より「実際、法律の名称が変わって、制度の中身はどのように変化したのか。」という質疑があり、市民部長より「今回廃止する条例は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に定められた居宅生活支援、特例居宅生活支援、施設訓練等の支援費の支給に関する必要な事項を定めた条例である。上位法令が障害者自立支援法と総称した呼び名で法律が統一されたことで、障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法などを総称して、障害者自立支援法にまとめられた。この法律が成立したときに、支援費支給条例に変わるものを定めているので、一緒に廃止しておくべきだったが、当時、漏れていたため今回の見直しで判明しましたので。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 87 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 90 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「子どもミニドック検診血液検査委託料が減っているが、原因は何か。」という質疑があり、ほけん課長補佐より「子どもミニドックが小学校 5 年生を対象に実施したが、昨年までは夏休み、冬休みの時期だけの実施で、50%ぐらいの受診率であったため、受診率を伸ばしたいと考え、27 年度は 7 月から 12 月までの土曜日、夕方も実施したが、10 月末まで請求が来ている段階で 232 名中、現在 90 名の受診にとどまり、4 割弱の受診となっている。さらに、教育委員会の協力を得て受診の啓発を行っているが、予算計上は 200 名で計画したが、約 150 名分の予算になるため、今回減額を行っています。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

課長補足説明の後、議員より「マイナンバーの顔認証システムは支所も設置されるのか。」という質疑があり、市民課長より「個人番号カードは申請があったら行政区ごとに 3 カ所で渡すことができるので、顔認証システムも当然 3 カ所分、今回予算を計上しています。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

課長補足説明の後、委員より「YMC A の黒川保育園だが、建設の補助割合はどうなるのか。土地購入費も含んでいるのか。」という質疑があり、福祉課長より「緊急整備事業補助金と認定こども園緊急整備事業補助金があり、YMC A の黒川保育園が平成 28 年度から認定こども園に移行する予定で、緊急整備事業の補助金分は国庫として 3 分の 2、認定こども園の分は県費の 3 分の 1 の補助となります。土地代は含まれておらず、移設の設備、建築費のみです。」という答弁がありました。

また、別の委員より「児童運営費の委託料、産山保育園のほか2園とあるが、何名の対象児がいるのか。」という質疑があり、福祉課長より「それぞれ2名であり、内訳は産山保育園が1歳児と2歳児、高森東が0歳児と2歳児、西原が3歳児と4歳児、預けてある期間、金額が園で異なる。もちろん年齢による単価の違いもあるので、総額では異なった金額になっております。」という答弁がありました。

次に、教育課所管分について審査を行いました。

課長補足説明の後、委員より「坂梨小学校正門横の防火水槽は、現在、防火水槽の役割はしていない。水量もないし、近くにプールもある。過去に子どもの事故もあっており、鉄板が腐食して落ちたらということで解体の話になったと思うが、防火水槽に指定された経緯も現在は問題ないと思うので、指定を外して、早急に解体していただきたい。」という意見がありました。

また、別の委員より「それぞれの学校で耐震工事が行われているが、一の宮中の耐震工事はいつ頃までに工事は終わるのか。生徒への安全面は。」という質疑があり、担当係長より「一の宮中学校の工事については間もなく竣工を迎える。来週にでも引き渡し作業をすることになる。小学校の工事は外構工事などが残っており、体育館については竣工、その他の工事は安全確保に努め施工している。工期は3月までであるが、業者との連携を取り、早期竣工に取り組んでいます。」という答弁がありました。

また、別の委員より「世間で話題になっている杭打ちだが、阿蘇市の学校施設の杭打ちに対する調査はないのか。」という質疑があり、同係長より「国・県から指示があっているが、各学校の施工分については該当のメーカーの施工はなかった。現在、施工している建物については、現地調査も行い、厳格に実施している。これまでの調査結果においては、借りに手抜き資料の改ざんなどが行われてなく、検査は建設部長の指示される場所でそういう該当するものはありません。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第92号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課所管分についての審査を行いました。

委員より「保険財政共同安定化事業交付金というのは、国保財政の安定と別の形で流用できる。例えば、国保の減免制度に対して充てることができると思っているが、この8,258万円が減免に利用されているのか。」という質疑があり、担当係長より「この交付金は県全体で市町村が共同して拠出金を出して、それに対して医療費の額によって交付金が出ます。拠出金よりも多く入ってくる場合というのは、医療費が高い市町村であり、共同事業として高額医療費の共同事業、それと共同安定化事業というのがレセプトの金額によって違うが、今年度から1円以上で改正があり、金額が多くなっている。これに関し拠出金も当然多くなるので、それに対する財政措置として高額医療費共同事業の拠出金に対して国が4分の1、県が4分の1の交付があっている。この共同事業安定化事業に関しては、拠出金の財源として交付金を充てることが基本となっています。」という答弁がありました。課長の補足説明として「県内市町村国保間の保険料の平準化のために全市町村が拠出するもので、それを独自に減免に充てるということとはできないものと思います。」と

ありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 93 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「地域包括支援センターの運営業務委託料は、これは単年度いくらで考えているのか。予算は 5 年後には 65 歳以上の高齢者が 9,689 人、高齢化率で 37.2%で計算をしているが、阿蘇市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンでいけば、2020 年頃で 40%を超えるであろうという形になっている。高齢者人口が今の計画より 2%は増えることになるので、予算措置がまた出てくる。補正予算が必要と思うが、この債務負担と市の統計、その辺を考えたほうがいいのかと思うがいかか。」という質疑があり、課長より「25 年度から 3 年間の委託が今年度末で終了、今までの委託料は 9,952 万 1,000 円の 3 年分だったが、今回はその 5 割増し程度を見込んでいる。あくまで予算上の枠と考えていただきたい。今後、28 年度の契約については、今現在、社協と詰めているところで、予防、要支援 1・2 の部分で、ある程度余裕をもって組まないと支払いが困難になる。そういう事情で 4 億 5,600 万円、3 年間で組ませていただいた。また、高齢化率 37.2%については、介護保険事業計画上の数字である。人口減少の部分、分母の部分もある程度見ていかなければならず、創生ビジョンとの数値の取り方で若干変わっているものと思われる。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 94 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 97 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業特別会計補正予算について」であります。

医療センター事務局長の病院事業の現況報告及び補足説明の後、委員より「病院の運営に重点を置きたいということだが、旧病棟は将来的にいつ解体撤去するのか、その計画があるのか。」という質疑があり、事務局長より「今年度は直接解体の費用 7,400 万円の財源確保が厳しい状況です。早ければ 28 年度ですが、平成 29 年度に公的施設の解体も起債対象になる財政課所管分のメニューがありますので、それに登録し、起債対象施設になれば平成 29 年度になると思います。病院としては、地元の要望もあるので、申し訳ありませんが、一番負担が少なくて済むのが平成 29 年度ではないかと考えています。」という答弁がありました。

また、別の委員より「撤去費用を当初予算に計上した理由は。」という質疑があり、事務局長より「財源確保が厳しかったので、その分赤字予算としていましたが、管理の上でも旧病院跡地の市への返還を進めたかったので計上しました。」という答弁がありました。

そのほか「病院経営で赤字解消に向け、どのような取り組みを行っているのか。経営上、数値目標を掲げる必要があると思うが、どのように設定しているのか。医師確保、特に患者要望のある整形外科医の確保に努力をしてほしい。外来患者数が増えないと、病床も埋まらない。病院の信頼と人気度を高めていくように努力していただきたい。」などの意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第1号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」であります。

ほけん課長より、国保特別会計の現状について説明がありました。

委員より「国民健康保険の階層を考えた場合、国民健康保険というのが個人事業主とか社会保険のない中で働く労働者が多く、また国が国保会計に対しての運営責任がある中で、実際には26%の補助しかしていない。50%の補助をすれば、国保財政自体も大きく改善すると思う。ほけん課の滞納とか、短期保険証の発行とか、医療に対して平等ではない状況が生まれている。もって、私はこの陳情に対しては賛成の立場です。」という意見がありました。

また、別の委員より「これは中央の施策の一環であります。国保会計も平成30年度には見直す方向になっている。広域化も含めてです。そういうような中で、例年配布で終わったはずだが、中央の国保審議会もあるだろうし、国庫補助の多い分について良しとしても、この問題は国政に委ね、広域化の問題も含めて、社会保険の問題からも呼ばれていることであり、別に求める必要はないと思う。今までどおり、配布というような考え方で良いのではないかと思うが。」という意見がありました。

採決は挙手により行い、挙手多数で陳情第1号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたのでご報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終了しました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 議案第97号の討論で、反対をいたします。

委員会審議で慎重に審議されましたけれども、この趣旨もよう分かります。質問も答弁も分かりますけれども、私といたしましては、やっぱり期中では補正すべきでない。一応27年度計画を見て検討していただきたい。そうしなければ、決算を見なければ、やっぱりまやかし、粉飾決算に思われても仕方がないわけですね。そういう理由で、私はこの議案第97号については反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

11時10分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第90号を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第86号「阿蘇市支援費支給条例の廃止について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第86号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第87号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第92号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第93号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 94 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決をいたします。

先ほど討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数であります。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」を採決をいたします。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

この陳情第 1 号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、陳情第 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

3 経済建設常任委員長

① 議案第 88 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について

② 議案第 89 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

③ 議案第 90 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

④ 議案第 91 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

⑤ 議案第 96 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 88 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」ほか 4 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期第 12 月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は 5 件であります。

12 月 10 日午前 10 時から委員会を開催いたしましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつきご報告いたします。

最初に、議案第 88 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」であります。

委員より「トリクロロエチレンの濃度の改正であるが、どのような物質なのか。また、どのような施設から排出されるのか。」との質疑があり、住環境課長より「トリクロロエチレンは有機塩素化合物であり、吸入すると中枢神経系を抑制し、急性アルコール中毒等に類似した症状があるとのことで、頭痛、めまい等、錯乱に始まり、吸入を続けると意識喪失となり、死亡することもあります。また、県に確認したところ、阿蘇市ではトリクロロエチレンを下水道へ排出する届出施設はないとのことです。この改正は排水基準を強化するものです。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 90 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、建設課所管分について審査を行いました。

委員より「内牧千丁線のルートは決定しているのか。幹線道路から先について、構想が何かあるのか。」という質疑に、建設課より「内牧千丁線は、内牧地区からの避難道路ということで、みやはら前の交差点から浜川地区の東側を通り、幹線道路へというルートは決定しており、今、用地関係の立ち会いなどを行っているところです。幹線道路から南側の計画は今のところありません。」という答弁がありました。

別の委員より「道路維持費の件で、道路による自動車事故等が多く、管理が行き届いていないのではという声を聞くが、人員を増やす、または予算を増やすなどの必要があるのではないか。」という質疑があり、建設課長より「補修のための道路維持費については、9 月補正で予算化し、現在執行している途中です。また、来年以降、社会資本整備交付金を活用して舗装の改修ができないかと、現在、国へ要望を行っており、財政課とも協議をしながら、今後検討していきたいと思えます。」という答弁がありました。

また、別の委員より「県の復旧工事で傷んだ道路の補修はどうするのか。」という質疑があり、建設課長より「県工事に関する道路損傷として原因がはっきりしている部分については、県または関係業者で補修していただくこととなっております。」という答弁がありました。

次に、住環境課所管分について審査を行いました。

委員より「市営住宅の修繕については、坊中南住宅で雨漏りがすると住民から言われるが、それは随時修理を行っているのか。今後、坊中南住宅について、結論は出ているのか。協議会はどのような状態なのか。」との質疑があり、住環境課担当係長から「雨漏り等の修理については、その都度対応しております。また、建て替えのための協議会等はありません。なお、坊中南住宅について水洗化工事を、比較的新しい年度に建てられた住宅について来年度に行う予定です。市営住宅については、平成 18 年度の市営住宅の整備基本計画から、古い昭和 20 年代、30 年代に建てられた木造住宅の集約再編をすることで、今、宮地地区と内牧地区を行っております。それ以外については一度には無理であるため、古いところから屋根修理などを行いたいと思っております。」との答弁がありました。

別の委員より「今、気候変動も激しく、雨量も非常に多くなっている。古い住宅など、積極的に建て替えるなど、総合的な計画を早急に検討する必要があるのではないか。」という意見がありました。

次に、農業委員会所管分について審査を行いました。

委員より「耕作放棄地解消緊急対策事業補助金で、これと耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金の国の交付金とは別物なのか。耕作放棄地は個別補償制度の戦略作物以外でないと作れないのか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「県の補助金を活用しており、国の補助金は使っておりません。今回1名の方が1,077㎡を解消されました。3年前の災害で一部壊れた部分が耕作できず、今回県の治山事業も終わり耕作放棄地の解消を行ったものです。また、解消後の作物については、作物は何でも可能です。」という答弁がありました。

次に、農政課所管分について審査を行いました。

委員より「黒流の集落営農について、阿蘇市において初の法人化であると思うが、詳しくその経緯の説明を。」という質疑があり、農政課長より「法人化については、農政課、県においても農地中間管理機構の事業が始まり、集積しながらやっていくという根本的な考えの中で動き出したところです。県にJA、OBの方が農業公社の駐在員としており、この方と農政の関係機関、再生協議会において法人化に向けた協議を行ってきました。その中でモデル地区をつくり、そこから広めていこうということで、経営的にも集落のまとまりがある山田地区を選定し、最終的に黒流の本田組合長から相談を受け、ぜひやりたいとのことでした。28年度設立を予定していましたが、中間管理機構の集積協力金が来年から該当しなくなるということから、本年中の設立を目指し会議を行い、設立することができました。集落営農組織の37名のうち、参入参加者、法人参加者が32名であり、所有面積が約120haのうち法人への参加は90.1haとなります。5名の不参加の理由は、個人経営を継続していくとのことでした。」という答弁がありました。

別の委員より「この法人化が阿蘇市全体に広がるよう、積極的に進めていただきたい。」という意見がありました。農政課長より「法人化のモデルをつくり、今後広めたいと思いますが、地域集積協力金が来年から該当にならないことから、地域が手を挙げないのではと心配しています。TPP絡みで要請をしながら努力していきたいと思います。」という答弁がありました。

別の委員から「中山間地域直接支払交付金の目的、お金の配分についてどのようになっているのか。」との質疑に、農政課長から「中山間事業の目的は、中山間地域で高齢化が進む中で、平地と比べ自然的・景観的・社会的条件が不利な地域であるため、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下することがあることから、中山間地域の農業生産の維持を通じ、多面的機能の確保をすることが目的で始まっています。対象農地は農振・農用区域内で1haのまとまりがある農地であること、生産条件が不利な耕作放棄とされる可能性のある高い農地となっています。急傾斜地として、田で傾斜度20分の1、畑で15度以上で、田は10a当たり2万1,000円の単価となります。緩傾斜地では、田で10分の1の傾斜地以上であれば8,000円という2段階で交付が行われています。」との答弁がありました。

次に、観光課所管分について審査を行いました。

委員より「需用費の消耗品費と印刷製本費、風評被害についてはどこで配布されたのか。」とい

う質疑があり、観光課長より「阿蘇山における風評被害については、熊本駅の新幹線の乗り降り口で、また県と連動して福岡方面でもキャンペーンを行っております。」という答弁がありました。

また、別の委員から「風評被害の関連で、レベル3から2についてはニュースでは出なかったと思う。今回、2から1に下がったときがチャンスだと思うので、何か全国版に出るようなことを考えてはいかがか。」との質疑に対し、観光課長から「レベル2から1に下がる折には、大々的にキャンペーンを打つ必要があると思う。阿蘇市単独では予算規模的な部分で支障を来すと思われることから、県の観光課と連携を行い、観光キャンペーン対策を打つことで協議を進めております。」との答弁がありました。

次に、まちづくり課所管分について審査を行いました。

委員より「夢の湯管理費だが、給食センターの水道光熱費は減額になっているが、夢の湯は増額になっている原因は。また、収入は前年度と比べてどのようになっているのか。」という質疑があり、まちづくり課長より「需用費の燃料費、光熱費等の予算計上については、予算要求する際に、根拠と前年比とその当時の単価等乗じ、年間支出予算額の積算を行います。現在、非計上額が年間支出予算額を下回っておりますので、その不足分を増額計上し、今回の補正となっております。夢の湯についての収入は、平成25年度2,445万7,000円、26年度2,632万6,000円であり、対前年比7.6%ほど増加しています。27年は現在途中でありますが、11月まで総額1,898万8,000円、対前年比で約13%伸びています。」と答弁がありました。

また、別の委員より「特産物推進費だが、物産推進はどういう形で行われているのか。これ以外にもふるさと納税とタイアップして物産推進をやったらどうか。佐世保あたりは十数億税収が上がっている。地元の品物も売れるし、検討に入れてはどうか。」という質疑があり、まちづくり課長より「特産物推進費の主なものが、地域特産物や地産地消6次産業化の部分の政策について、特産物推進費で賄っています。ふるさと納税については、阿蘇の特産品の推進について、全国で今話題になっている施策等を参考に、阿蘇環境共生基金の所管課と相談しながら、新たな政策等について検討していきたいと思っております。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「前納報奨金についての説明、下水道事業として有利であるのか。」という質疑があり、住環境課長より「前納報奨金は受益者負担金に対して、年4回の5年間で20期分をお支払いいただいたものですが、それを前倒して支払っていただく場合は、前納する場合により報奨金を出すもので、最高20期分であり、20期分を一括で払えば20%の報奨金を支払うもので、10期分であれば10%支払うものです。1期ごとに納付書を作成し送付するなど、事務手続きが簡素化できること、前納による特別会計の運営としては有利にならうかと思っております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「この前納報奨金制度は、他町村、他県も対応しているのか。阿蘇市でも以前は税金の前納報奨金があっていたが、廃止になっており、全国的に廃止の傾向ではないのかと思う。基本的に税金と同じと思うが。」という質疑があり、住環境課長より「前納報奨金の制度については、県内の市町村でもかなり実施されているところです。税金の前納報奨金制度はなく

なりましたが、下水道審議会の中でも下水道事業の運営上は有利に働くことから、当面このまま制度は残したほうが良いということで進めております。今後、検討していきたいと思っております。」という答弁がありました。

以上の審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より「委託料の具体的な説明をお願いしたい。」という質疑があり、水道課長より「国の指導に基づき、平成28年度までに簡易水道を上水道に統合する予定であり、厚労省の認可を受けるために資料作成が必要なことから、届出書の作成業務を委託するものです。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定いたしましたので報告申し上げます。

委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告が終了しました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第90号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第88号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第88号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第89号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 91 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 96 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 90 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論・採決が終了いたしました。

これより、議案第 90 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番の市原でございます。

ほかの補正予算については賛成であります。1 点だけ、総務常任委員会でも反対をいたしました。お知らせ端末の 150 台の購入、これに関しては再度検討すべきではないかと思っております。26 年度に製造が中止されているお知らせ端末を、今後 5 年間の経過のためとは言いながら、予算化するというのはいかがなものかと思っておりますので、この件について反対でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

田中則次君。

○18 番（田中則次君） 先ほど市原議員からございましたが、施策につきましてはいろいろとそれぞれのご意見があると思っております。ただ、委員長報告、それに行政の説明もありましたので、今あるお知らせ端末を変えられたばかりなのに新たな導入は多大なリスクを背負うということでございます。と同時に、今配布されているタブレットタイプのものと聞いておりますが、今、高齢者は、我々も含めてそうですが、なかなかタブレットには馴染みができないということで、そういうようなことも含めて 5 年間という期間を設けて、そういうような方向で行政としての考え方を持っていきたいということで、即座にそこら辺のことに対して修正をするということに関しては、私はどうかと思ひまして、この議案については賛成をしたいというふうに思ひます。

○議長（藏原博敏君） 10 番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 10番、大倉です。

私は、市原議員同様で、反対の立場で討論いたしたいと思います。

当初から言われていましたように、バッテリーがないので停電のときは使えない。アナログ端子でありますので、速度が遅い。なかなか映像を見るにしても、映像が悪くて止まってしまう。そういうものをまた、廃盤になったものをまた新たに150台も購入する。それに計算をいたしましたところ、150台分が1台4万7,000円に当たります。NTTの広告でいろいろ調べましたら、定価で3万7,000円で売ってある品物です。この差は何かと思いましたが、やっぱりこれは見直してほしいということで反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私も反対の立場でさせていただきたいんですけど、まず農林水産費の青年就農給付金、これはほとんど県の補助金、この形態をやっぱり変えていくべきだと思います。というのは、青年、若い人が農業に従事したいと、そういうことであれば、市ももっと負担を大きくし、増やし、そして市独自の制度をつくっていく必要がある。それと同時に、次には中山間地の直接支払金、この中身がちょっと私のはっきり分からない状態で、これに対しては反対をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号について採決を行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって、議案第90号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

この後、議会運営委員長より報告がありましたとおり、追加議案がございますので、配付の時間、暫時休憩をいたします。

その間に議案書を配付いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただ今、市長より議案1件、文教厚生常任委員長及び森元秀一君ほか3名より議案が提出されました。

この際、これを日程に追加いたしまして議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 98 号、発委第 3 号及び発議第 2 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました案件につきましては、会議規則第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、追加で付議されました事件につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、平成 27 年第 6 回阿蘇市議会定例会提案理由のご説明をさせていただきますと思います。

議案第 98 号「和解及び損害賠償の額の決定について」

本件は、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 1 件、その他 1 件を本日追加日程をいたしましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第 2 議案第 98 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 2、議案第 98 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今、追加議案とさせていただきました議案第 98 号「和解及び損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

本件は、先の 9 月定例会で報告をさせていただきました、市道仙酔峡線での道路事故によりまして、車両に同乗されケガをされました相手方と、治療が完了いたしましたので、今回和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要につきましては、平成 27 年 5 月 4 日午後 5 時 30 分頃、阿蘇市一の宮町宮地 6029 番地の 1、市道仙酔峡線、仙酔峡駐車場入口において、相手方が乗車する軽自動車が発車時に進入する際、側溝に被せてありましたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部を激しく突き上げ、相手方を負傷させたものであります。

和解の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解の内容につきまして、1、市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、既払金 69 万 3,041 円を含む 110 万 4,641 円を支払うものとする。2、金 41 万 1,600 円は、市が保険契約に加入する損害保険ジャパン日本興和株式会社から、相手方が指定する預貯金口座に支払うものとする。3、市と相手方との間には一切の債権・債務関係がないことを確認すること。

損害賠償の額の内訳でございます。損害賠償の額としましては 110 万 4,641 円、これは既払金 69 万 3,041 円を含むものでございます。内訳としまして、治療費及び文書料としまして 69 万 3,041 円、これにつきましては既に保険会社より医療機関に支払い済みでございます。これは相手方が頸椎捻挫によりまして、49 日間通院されたということで、この分の治療費と薬代でございます。慰謝料 41 万 1,600 円、これにつきましては通院日数に自賠責保険で定めております基準を掛けて算出した金額となっております。

なお、この道路事故につきましては、もう 1 名ケガをされておまして、現在、賠償についての和解の手続き中でございます。今後、示談が調い次第、改めて専決処分させていただきたいと思っております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。

仙酔峡の 5 月 4 日という、一番賑わう時期だったろうと思っております。非常にこういう問題はかなり度々出てきておりますけれども、私はもうこれは起こったことはしょうがないということでございますけれども、やはり今、作業班といいますか、道路補修車が今 3 名と聞いておりますけれども、この辺は年齢的に制限があるのか。それと、やはりもう少し人数を 3 名 1 組ぐらいのグループで回られておると聞いておりますが、もう少し人数をいみらかせて、もう少し徹底的に、こういうことは以前に分かっておると。グレーチングが曲がったかどうかに跳ね上がったと思います。そこに上ったから車が破損し、そしてかなりのこれはもう金額的に重症だったと思います。49 日間も入院するというようなことでございまして、そしてもう 1 名がまだ入院か治療されておるといようなことでございまして、かなりこれは大きな事故だったんじゃないかなと思っておりますが、作業班の 3 名ぐらいで、この阿蘇全体を補修していくというのは非常に厳しいのではないかと思っておりますので、年齢的に制限があるかもしれませんが、年齢がいつまでであるか、それと作業班をもう少し増やして、徹底的にやはり悪いところは直していくというこの考えがあるかお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 現在の作業班につきましては、市の非常勤職員ということで雇用しております、それに伴う年齢制限、一応基準は65歳だったと思いますが、技術系ということで、機械の免許あたりを持っていらっしゃる方あたりについては、少々長くこれは雇用させていただきたいということで、今後協議をしていこうと思っております。

あと、人員の増につきましても、一応来年度予算に向けて増員の方向でちょっと検討していきたいというふうには思っております。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） ぜひ、年齢的にも若干、免許がないとその辺は定年された方とか、そういうことでないと人数もいみってこない、作業班もいみってこないと思っておりますので、ぜひ一つそこら辺は少しでも免許を持っている方は年齢を延長してでも雇用していただいて、やはりこういう事故がないように、特にイベントとかそういう時期に来れば、必ずあると思っておりますので、そういう場所は事前にぴしゃっと確認をしていただきたいと思っております。

よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

この事故について、ちょっと詳しく聞きたいんですが、グレーチングが車両底部を跳ね上げて、乗車しとった2人も負傷するという事故ですね。ちょっと考えづらいんですけど、どういう状況であったのか、詳しいことが分かればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） この件につきましては、前回、9月の部分で車両の共済の報告をさせていただきます。仙酔峡道路はあそこはかなり傾斜がございまして、上から下ってくるときに道路西側の駐車場に上から入って、かなりのスピードで入られたということで、車両底部、マフラー及びオイルパンあたりをかなり損傷しております、その衝撃によりまして、1名の方が頸椎捻挫で、もう1名の方が腰椎の捻挫、まあむち打ち症とか、そういう部分になりますけれども、そういうケガをされたということで、今の方が49日で、もう1名の方は実通院日数につきましては確かもっと短かったと思います。もう治療は終わっておりますけれども、和解上の手続きが残っているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） いつも言うことなんですが、運転者の自己責任ですね、普通にグレーチングが跳ね上がって、車の中に入るとして負傷するということは考えにくいので、これは運転者の責任もある程度あるんじゃないかと。そこら辺は今から先考えながら対応してってください。お願いします。もう答弁はいいです。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 1点だけ伺いますが、こういった事故の場合に、補償金といいますか、これらは保険会社だけが全部支払ってもらえるのか、市単独の予算もいくらか出さなくちゃいけ

ないのか、その辺のところを伺います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） この保険につきましては、総合賠償保険と申しまして、市の責任度合いに応じて、市が支払うべき金額を保険会社が補填するというものでございますので、性質的にそういう保険ですので、市の責任において支払う額はすべて保険会社が 100%支払うという形になっております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮です。

これは阿蘇管内の市道、どこで起こってもこれは困るんですが、特にやはりこれは今回の場合は仙酔峡ですね。観光地ということで、やはり不特定多数の人がおいでになる。そういった施設のやはり安全管理というものはきちっとしておかないと、やはり観光というのは口コミの部分もありますし、そういった面から観光課長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 本件の事故につきましては、ちょうど 5 月の連休時期ということもありまして、事故発生後におきまして、今、議員のご指摘もありましたように、阿蘇市全域の観光施設を観光課で、確認というのはものすごく時間がかかるものですから、メインとなるシーズンで来客の増加が非常に多く予想される部分については、その後、観光課の職員で、駐車場、その周り及び危険箇所等については調査のほうを実施いたしております。その調査の中では、危険というところは把握ができておりませんでしたけれども、今後につきましても所要なところについては機会を設けて、いろいろ調査のほうをやっていききたいという具合には思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 98 号を採決いたします。

議案第 98 号は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、議案第 98 号は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から午後の会議を再開いたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、午前中に続きまして、ただ今から午後の会議を開きます。

追加日程第3 発委第3号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、発委第3号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 省略でございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、朗読を省略いたします。

本案につきまして、提出者より提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） ただ今、議題となりました委員会提出議案、発委第3号の提案理由の説明をいたします。

国保財政に占める国庫負担の割合が引き下げられたことにより、自治体と国保加入者の負担が増大し、加入者の生活を一層厳しくしている。国保財政の安定化かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き下げなどを図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を講ずるよう要望するものです。

以上のことから、国民健康保険財政全体への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出につきまして、議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただきまして、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第3号について、採決を行います。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、発委第3号は原案のとおり採択されました。

追加日程第4 発議第2号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）

○議長（藏原博敏君） 追加日程第4、発議第2号「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 朗読省略でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、朗読を省略いたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 冒頭にちょっとミスがございましたので、訂正させていただきます。

内閣総理大臣、安倍晋三の「安部」がちょっと間違っておりましたので、訂正をお願いします。どうもすみません。

ただ今、議題となりました議員提出議案、発議第2号の提案理由の説明をいたします。

軽減税率は、社会保障を支える大きな柱である消費税を国民が理解するために必要不可欠な制度だ。消費者の痛税感の緩和は、消費税を国民が理解する根幹になる。法律には、低所得者の方ほど負担税が大きくなる逆進性対策として位置付けられているが、消費税の国民理解はそれと同じくらい重い。

軽減税率が導入されなかったら、消費マインドは大きく下がるだろう。このことは経済全体や財政再建に与える影響を考えなければならない。

最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答は8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

複数税率による軽減税率導入実現を強く要望いたします。

以上のことから、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出につきまして、議員各位におかれましては、趣旨をご理解していただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

反対の立場から、この軽減税率を求める意見書に対して意見を言います。

実際、軽減税率、その前に8%から10%に上がった時点で、日本の経済、GDP、そして家庭の実質収入、そして賃金、すべて下がっています。やはりこの消費税増税8%から10%、これはきっぱりやめるべきだと考えます。

実際、8%から10%に上がることにより、市民の皆さんの負担、例えば日本共産党が試算した2人以上の平均世帯で、負担増は5万7,900円、そして自民党、公明党の言う軽減税率を用いても4万6,000円、それだけ8%から10%に上がることにより、国民の負担は増えてくる。

私は、この負担増を何としてでもなくすために、消費税増税8%をとにかく維持していく、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 先ほど討論がありましたので、この採決は起立により採決いたします。本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数であります。

従って、発議第2号は採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後1時09分 散会